

# 近江商人にみる真宗信仰の意義

辻 井 清 吾

## 一 はじめに

本旨は、歴史的にみられる我が国の商人が自らの経営倫理、理念を家訓、書置等を表わし代々実践している事例が多い事は周知の通りである。その多くは社会的責任、信頼を重視し、自らに責務として課している。特にこのような実践活動が顕著にみられる近江商人の活動を考察するものである。代表的な近江商人には代々、自らの経営倫理、理念に神仏への崇敬、信仰を背景にした人々が多いといわれる。以下、本論では、生地近江に、中世から仏教活動がみられ、特に門徒といわれる真宗篤信者が多く、門徒としての近江商人の人物像を小生「近江商人の経済倫理と信仰の意義」『仏教経済研究』第四十五号 平成二十八年五月刊において展開した内容を踏まえて概要する。近江商人自らの発生要因、生誕地別、営業活動等に関する記述は、先号にて重複する故、今回は紙数の制限から割愛する。

## 二 真宗からみた商人とは―宗祖親鸞、第八世蓮如にみる―

## 1 『歎異抄』(第二三条) より

「さればとて、身にそなえざらん悪業あくごうは、よもつくられそうらわじものを。また、うみかわに、あみをひき、つりをして、世をわたるものも。野やまに、ししをかり、とりをとりて、いのちをつくともがらも、あきないをもし、田畠でんぱくをつくりてすぐるひとも、ただおなじことなり。」と。「さるべき業縁ごうえんのもよおせば、いかなるふるまいもすべし」とこそ、聖人しょうにんはおおせそうらいしに」<sup>1)</sup>

本条は、親鸞が弟子・唯円に語った同書第三条「善人なおもて往生をとく、いわんや悪人をや。しかるを、世のひとつねにいわく、悪人なお往生す、いかにいわんや善人をや。」<sup>2)</sup>といわれる悪人正機説しょうきせつをうけたものである。

「この世における私どもの一挙一動はことごとく前業の所感ならざるはない」ということをいつそう具体的に説示して信仰と生活との関係を明らかにせられたのがこの一段である。今日で見れば、本条の教訓は何でもないようであるが、奈良朝や平安朝の当時の僧侶仏教が、俗人仏教となる転機の鎌倉初期の教訓として、まことに破天荒の声であったのである。商人、獵師、漁夫、官吏、農夫、如何なる階級の人も夫々の職務の別るるは前世ぜんしゅうの業報約束ごうほうやくそくがしからしむるのである。これがいくら職業がちがつていようともままよ、如来の本願は平等に救い給たもうにまちがいが無い。法然聖人もこの趣おもむきを『和語灯録』でくわしく知らしめてくださった。<sup>3)</sup>

「親鸞聖人が言わんとしているのは、宿業に左右されるのは、どんな仕事についている人でもみな同じだということ。(中略)人間がそれぞれの職業に就いているものすべて業縁ごうえんのもよおすところで、恵まれた職業にある者も、そうでない者も人間として変わりはない、本人に罪はない。現在の私たちにも親鸞聖人の教えのとおり縁えんによるも

のと思わざるを得ない。縁によってそうせしめられているのだ。」<sup>(4)</sup>（著者は元協和発酵工業(株)会長（現・協和キリン(株)・門徒）

## 2 『唯信鈔文意』より

「ひとすじに、具縛くばくの凡愚ほんぐ、屠沽とこの下類げるい（中略）、無上大涅槃だいなはんにいたるなり。具縛くばくは、よるずの煩惱ぼんのうにしばられたるわれらなり。煩わづらはみをわすらわす。脳のうはころろをなやますという。屠とは、よるずのいきたるものを、ころし、ほふるものなり。これ（衆脚）はりようしというものなり。沽かは、よろずのものを、うりかうものなり。これは、あき人あきひとなり。これらを下類げるいというなり。（中略）りようし・あき人、さまざまのものは、みな、いし・かわら・つぶてのごとくなるわれらなり。（中略）すなわち、りようし・あき人などは、いし・かわら・つぶてなどを、よくこがねとなさしめんがためがごとしとたとえたまえるなり。」<sup>(5)</sup>

『唯信鈔』は、法然の高弟・聖覚せいかくが承久三（一二二二）年に撰述し、法然から伝えられた専修念仏の要義を顕したものである。本書は『唯信鈔』一卷に親鸞自ら書き加えた注釈書であり、建長二（一二五〇）年の著作。親鸞独自の教えがみられ、『唯信鈔文意』は数回書写して門弟に詠む事を勧めた。

「具縛くばくの凡愚ほんぐ」とは、あらゆる煩惱ぼんのうに縛ばくられている吾らを表わす私たち自身の事である。「屠と」は獵師りやくし。漁師いさな、「沽か」は商人しょうじんを顕し、これらの人々を「下類げるい」という。「さまざまのものは、みな、いし・かわら・つぶてのごとくなるわれらなり」は、石いし・瓦わ・礫りやくのような私達が、阿弥陀仏より回向くわうされた信心により、「彌勒みらくに同じ」尊厳な徳をもつ者に転成される。

古代からの仏教の歴史的状況の中で、善悪・賢愚、貴賤きけんを選ばず、阿弥陀仏の本願こそ真実であると信知し、人間が作り上げた身分や職業の貴賤きけんの差別を超え、全ての人間の尊厳性と平等性を明確に主張していかれた所に親鸞

の教えの特色がみられる。<sup>(6)</sup>

3 『御文』第一帖三(文明三(一四七二)年二月一八日)(蓮如が門徒へ与えられた消息(手紙)、御文章ともいう。総数は不明であるが、普通二百数十通から八十通を選んで五帖に編修したものの「五帖御文」を指す。)

「ただあきないをもし、奉公をもせよ。獯、すなごりをもせよ、かかるあさましき罪業とていとうにのみ、朝夕ちようせきまでいぬるわれらごときのいたずらものを、たすけんとちかいますます弥陀如来の本願にてましますぞとふかく信じて、一心にふごころなく、弥陀一仏の悲願にすがりて、たすけましませとおもうごころの一念の信まことなれば、かならず如来の御たすけにあずかるものなり。」<sup>(7)</sup> 当時の身分制度、社会の評価における真宗の職業生活への宗教的寛容に依り、従来から職業自らが保有続けてきた社会的道徳的尊卑が、ここにあらゆる職業従事者に、その職業のまま弥陀の慈悲の下で救われるとの真宗の教義が社会と結びつき、商人の職業に対する自信と誇りを蘇生する真宗信仰の背景となったといえよう。蓮如が理解した親鸞の教えは、「信心しんじん為本いほん」の教説であり、正に本文にも説かれる。

### 三. 近江商人と真宗の歴史的関係

#### 1 歴史的状況—真宗の展開—

近江国における真宗の展開は、南北朝期になって盛んとなった。第三世覚如かくにょの時代には近江各地に寺院・道場の開基をみたが、蓮如が、寛正六(一四六五)年の大難の時、近江に逃れたのは、近江が京に近かったと共に、父第七世存如ぞんにょが布教に努めた土地で、地盤ぢばんがあった由縁であった。蓮如が「おれは門徒にもたれたり、ひとへに門徒にやしなほるるなり」という大衆化路線を歩み、村ぐるみの門徒化志向と蓮如の布教が、農民の荘園支配、領国支配からの自立意識が合致し本願寺門徒としての組織化が飛躍的に進展し、蓮如以前からの湖西・湖東勢力の拠点であつ

た木辺派錦織寺を形成の木辺門徒・瓜生津門徒、京から影響の仏光寺派仏光寺の過半の門徒も明応二（一四九三）年に帰依し、蓮如の晩年に殆ど本願寺派へ吸収され、「近江門徒」といわれる由縁となった。蓮如が近江にいる間、近江商人との関係で、以前から真宗の進出が著しかった日野商人発祥地の日野谷（現：蒲生郡日野町。「日野牧七ヶ寺」といわれた由縁であった。）が注目された。その後国内を移り歩いた。それが寺院の建立や教線の拡大となった。文明三（一四七一）年ついに北陸へと進出した。その留守中、園城寺内にある宗祖親鸞聖人の影像を護ったのは、湖東の蒲生から坂田迄、五郡（蒲生・神崎・愛知・犬上・坂田郡）の門徒達であった。文明一四（一四八二）年山科本願寺が建立された。その建立基金は、殆ど近江（一）カ国から出たといわれる。山科本願寺は天文元（一五三二）年六角氏と法華宗徒の放火で焼け、大坂石山に移った。その後、湖東を中心として、寺院・道場の建立は増加した。室町後期に至って、強力なその權威の下へ勢力が確立し、江戸期に、寺院の建立が禁止される迄続いたといわれる。<sup>(8)</sup>

## 2 地域的特色

真宗寺院（本願寺派、東・西本願寺分立前迄）の開基は、親鸞から第一二世准如時代に合計八七三ヶ寺が成立した。（表一）八幡商人、日野商人、湖東商人で代表される近江商人を多発させた地域・湖東五郡は、真宗が主であり、浄土宗と合せば全体の三分の二以上を占めている。明治初期の滋賀県下の一寺院当りの平均檀家戸数は四一戸と言われる全国屈指の仏教地域で、浄土系が

表一 近江国真宗寺院開基年代一覧

（本願寺派 東西本願寺分立前迄）

宗主	年代	開基寺院数
親鸞	～ 1199	6
親鸞・如信	1199～1299	10
覚如・善如	1299～1394	18
綽如・巧如	1394～1444	10
存如・蓮如	1444～1492	100
存如・蓮如	1444～1492	313
實如・証如	1493～1573	161
顕如・准如	1573～1624	255
合計		873

（出所）龍谷大学編『近江の村と真宗』永田文昌堂 一九八七 七頁より作成

表二 滋賀県宗派別寺院数の推移

	明治				大正			令和	比率 (%)	
	15年	20年	30年	40年	元年	11年	13年	2年	大正13年	令和2年
天台宗	531	518	503	483	480	470	472	410	14.8	13.3
真言宗	115	106	106	104	102	94	98	94	3.1	3.1
浄土宗	525	522	522	524	523	515	519	482	16.3	15.7
臨濟宗	161	160	157	157	155	155	157	149	4.9	4.8
曹洞宗	213	212	210	213	213	204	213	198	6.7	6.4
黄檗宗	53	53	53	51	51	44	51	46	1.6	1.5
真宗	1,621	1,622	1,620	1,613	1,611	1,574	1,607	1,566	50.4	50.8
日蓮宗	36	37	37	38	38	36	37	44	1.1	1.4
時宗	33	33	33	32	32	27	31	20	1.0	0.7
その他	0	0	0	2	2	0	2	72	0.1	2.3
計	3,288	3,263	3,241	3,217	3,207	3,119	3,187	3,081	100.0	100.0
真宗比率 (%)	49.3	49.7	50.0	50.1	50.2	50.5	50.4	50.8		

令和2年・その他には単立法人及びその他宗派含む

令和2年現在 真宗派別寺数 大谷派766 本願寺派604 仏光寺派139 木辺派48  
興正派7 高田派2

(出所) 滋賀県編『滋賀県史』第4巻最近世 364頁(明治15年～大正13年)及び滋賀県総務課(令和2年末現在)より作成

表三 滋賀県宗派別地域別寺院数の推移

(大正15年)

	滋賀郡	栗田郡	野洲郡	甲賀郡	蒲生郡	神崎郡	愛知郡	犬上郡	坂田郡	東浅井郡	伊香郡	高島郡	大津市	計	比率 (%)
天台宗	175	22	27	45	83	12	13	11	14	7	0	27	36	472	14.8
真言宗	10	4	2	6	2	0	1	7	28	17	10	10	0	97	3.0
浄土宗	41	80	42	144	101	22	30	12	2	4	7	16	18	519	16.3
臨濟宗	12	2	1	25	25	21	33	23	3	3	1	7	1	157	4.9
曹洞宗	18	10	1	4	11	3	5	14	18	2	37	86	4	213	6.7
黄檗宗	1	7	3	5	14	3	4	7	5	0	1	1	0	51	1.6
真宗	53	146	154	24	170	66	151	164	244	192	108	92	43	1,607	50.4
日蓮宗	4	5	3	5	6	0	0	4	3	0	0	1	6	37	1.2
時宗	0	6	2	0	0	0	0	6	5	1	9	0	2	31	1.0
その他	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0.1
計	314	282	235	258	412	127	239	248	322	226	173	240	110	3,186	100.0
真宗比率 (%)	16.9	51.8	65.5	9.3	41.3	52.0	63.2	66.1	75.8	85.0	62.4	38.3	39.1	50.4	

(出所) 滋賀県編『滋賀県史』第4巻最近世 365頁より作成

中心とする地域である。明治一五（一八八二）年以降現在迄の滋賀県内には、真宗十派連合の内、本願寺派・大谷派・高田派・興正派・仏光寺派・木辺派六派合わせて一五六六カ寺が存在する。（表二）（表三）

#### 四 江戸時代にみる真宗の職業倫理観

##### 1 背景

近江商人の倫理性に真宗が何らかの影響を与えたのであればその時代の歴史的状況を踏まえ、各時代における真宗の商人を主とした庶民教化の状況を考察する必要がある。近江商人が活躍した江戸時代における真宗の教化きょうかについて概要する。

江戸時代は、庶民の生活倫理と政治規範との関係は未分離で共存し、その理由の一つとして、真宗の世俗倫理観を最も普遍化させ、その原型をつくりあげた蓮如の「御文」の世俗倫理が常に「まづ王法をもて本ほんとし、仁義をさきとし世間通途の儀に順じて」「ほかには仁義礼智信をまもりて王法をもて先とし」等王法と仁義、すなわち政治規範と生活倫理とを並立させて説かれ、江戸時代にも踏襲された。幕藩体制下、士農工商の四民の別に階層別に秩序づけられ、農工商いんこう庶民が確立され、生活倫理と政治規範が不可分の関係にならざるをえなかつた。<sup>①</sup>

##### 2 真宗にみる庶民の生活倫理、職業倫理について―真宗僧著作にみる―

##### ① 光徳寺易行院法海（明和五年～天保五年（一七六八～一八三四）著『家内教示弁筆記』

同師は大谷派高倉学寮の講師を務めた。真宗的な庶民の生活倫理が職業倫理を含めて説かれている書である。

「四海の御門末ごもんまつを一人ももらさずし信心を決定けつじょういたさせ、念仏まうす身となし下されたいとある。（中略）家内睦まじく家業をいとなみ、一生を誠の道にすこさせ、未来八目出たく浄土の往生をとげさせたいとあるが、（中略）

主人は家来をちからにし、互いに我慢を募らず、得手勝手を言わず、家内中相合して五倫五常の道さへ調へば、家内はおのづから治る道理なり。ひとつ浄土の往生を遂げたいと云う心底から、御法義をよるこび浄土参りの談合して、銘々に家業職分を怠らず、出精するよう心がけ<sup>10</sup>。家庭内の世俗間でのそれぞれの生き方、つまり念仏申す身となり、家庭内では仲良く、家業に精を出すとの生き方を勧めている各自が、「誠の道」を進むことが外には王法仁義に相応し。内には信心を得て浄土往生を遂げる事になると説いている<sup>11</sup>。

具体的には、「亭主」の項では、「親孝行を第一として世間の義理を欠かぬやう家業に出精いたし、無益の金銭をついやさず、奢をせず、如来大悲の御慈悲のほどをよるこび（後略）」と、仏恩報謝し親孝行し、贅沢をせずに家業に専心するよう勧めている。「内儀」の項には、「舅姑に孝行し、夫をうやまい貞節をつくし」、「若衆」の項には、「親達へ孝行いたし、兄弟和睦まじく、家内うつくしく暮し、むだな金銭つかはぬやうに、家業家職に出精するならバ」とある。「相合」「出精」「不奢」「孝行」等は近江商人各家の家訓で訓戒されている。

同書で注目すべきは、この家族構成中に奉公人を加えていることである。「奉公」の項には、「御法義の家に奉公すれば、（中略）たとい商いをいたしても仏法の御用と心得よと、『蓮如上人御一代記聞書』にあらわしめされられた。（中略）主人に奉公する身のうへを、一番がけの御目当の御慈悲なり。」「諸事万端人の事する思ひにならず、とくと我身に引きうけて働きなは<sup>12</sup>」と、商いも仏法<sup>ぶつぽう</sup>のことであり、自分のこととして働くことを説いている。本書は真宗的な庶民の家族倫理を説き、その中に職業倫理を含めて教化したことは、門徒教団内部の新しい変化に対応したものに外ならないのである。教団内における商業経営層の成長に対する実際の教化がこの様な形で行われ、商業経営層から見れば、「自己の職業倫理の中に真宗の教化を受容し、それによって商業経営を一層発展しうること」でなければならなかった<sup>13</sup>。と指摘し、このようにして真宗門徒教団内の在郷商人として成長した近江商人は真宗の



世俗倫理観を受容していったのである。江戸後期にも『家内教示弁筆記』の内容を踏襲している書に龍潤著『家内示談』、龍徳著『家内別御教示』等が示される。

## ② 浅井了意著『堪忍記』

江戸前期の真宗の職業倫理観として仏教的立場を通していないが、純世俗論で貫く鈴木正三の職業倫理観に匹敵しうる書といえる。

全体として、「万事を心のままにふるまはず、つつしみつとめて、よくこらゆるを、かんにんとは申也」というごとく、封建社会の忍従社会を道徳の基礎として教えるものである。しかし、そこには、武士・職人・商人・医師・法師などの職業や、親子・交友・婦人などの人間関係に関する倫理が個別的に説かれ、特に、「商人ハ利分をもとめて世を渡る業とす。(中略)利分なくハ世に飢てしぬべし、利欲ある事ハあるべし」と、各職業の価値、意義を見出し、すぐれた職業観を示している<sup>14)</sup>。

## 3 時期別にあられた特徴

幕藩体制の確立から安定期・享保期頃までの真宗教化の世俗倫理の特徴は、蓮如の「王法為本・仁義為先」の論法を踏襲し、王法遵守の内容が、封建的階級関係で説明され、四民の身分制定の時期をうけて、分の遵守と非も分の不善が仏教的に説かれた。また分育が因縁や前業によるものとして固定的に説かれ、身分内での生活が仏神の意に添うものとされた。一方、庶民生活に信仰を対置し、仏法の立場で世俗生活を肯定する努力をも払われた。蓮如の「をのれのすがたにて、あきなみをするものはあきなみしながら、奉公をするものは奉公しながら、さらにそのすがたをあらためずして不思議の願力を信ずべし」応仁二年四月中旬「蓮如上人遺文」との教えも、この時期でもこの言葉がそのまま踏襲された。(毎月八日講衆中宛 准如消息)同じく、「当時の凡愚、土農工商渡世の目に暇な

く、春秋冬夏妄想の夜休みなし。(中略) 報仏の榻あらんとは。誰が存ぜんや塵愛に汚るるの夜、弘願の褥に寝ねんとは」(『恵空語録』)と、四民の身分的生活の家に仏法が内在する事を説き、四民の世俗生活自身に世俗職業への精勵がそのまま仏法仏教的意義を見出そうとする意図があった。

享保・寛政・天保の三代改革を通し、幕府諸藩は財政窮乏に伴う体制立て直しがみられるが、商業資本の進展に抗しきれず窮乏化し、都市、農村にも階層分化がすすみ、貧困下層民が出現する。このような状況に、真宗の庶民倫理観は著しく具体化し、実際的になる。真宗からの貧困下層民へのアプローチが現れてくる。<sup>15)</sup>

## 五 近江商人の経営倫理と真宗教義の役割

### 1 近江商人にみる経営倫理と真宗との関係

#### ① 背景

近世における日本的資本主義ともいべき経済発展の構図の展開を考える上で、近江商人の商業的理念またはその倫理性の影響は多大なるものがあるように思われる。日本経済史上、封建主義社会から資本主義社会経済へと移行する、所謂、近世資本主義経済の形成過程において、特権的階級に属さなかつた商人の中で、顕著であつた近江商人において、近江商人の経営倫理の特徴は、

1. 近江地方の主要商業地に於て、真宗寺院が他宗派寺院に比して、数多く集中し、又それらの寺の記録に多数の近江商人の名前が残っていること。

2. 大商人と呼ばれるまでに至つた近江商人の経営倫理の根本をなす各家の家法・家訓・店則等に多くの真宗的要素が窺われること。

3. 近江商人の伝記には妙好人みょうこうにんの要素を有した真宗的に興味深い記述が多いこと。

4. 近江地方は、真宗第二の創始者ともいえる蓮如の転換期を迎えた教線の影響を大いに受けていること。

特に、近江商人の正直、堅実を旨とした誠実真摯な人間形成、公儀等に対する従順さ、職業を使命（誇り）とした世俗内禁欲主義、自利利他の精神、経営その他の合理化を押し進めていった、一般的性格、経営倫理原則を生みだすに至った近江商人の内面的特質・心理的エネルギーの源泉に注目し、その中に対世俗、社会における真宗の存在を確認し、社会实践としての真宗本来の姿を見い出す。

利己的な利益追求を目的とするものではなく、儉約・勤勉・誠実の信条に基づいたものであり、社会の福利、社会的貢献を旨とする社会性重視の理念であった。また、近江商人は社会への奉仕という得た高遇な社会的意識を持ち得たからこそ、歴史的に長期の辛苦・労苦の努力の結果、顧客から絶大な信頼を得て、利益を得たと言えよう。<sup>(16)</sup>

## ② 真宗と近江商人の生活意識

真宗と近江商人の生活意識という側面から右記の問題を考察すれば、当時（江戸期）真宗が圧倒的であった近江地方で、人間究極の目的、即ち近江商人個人の救済、後生の一大事に関し真宗が求めたものは「信心」のみであった。「涅槃の眞因は唯信心を以てす」（教行信証信巻<sup>(17)</sup>）という他力信仰に於ける根本義である。同時に非行非善としての念仏義、又、「煩惱具足の凡夫、火宅無常の世界は、よろずのこと、みなもつて、そらごとたわごと、まことあることなきに、ただ念仏のみぞまことにておわします」（歎異抄第十八条<sup>(18)</sup>）個人の救済については何者の助力も借りる事は出来ない。救済が弥陀に対する絶対他力の信心のみであるとの宗教的安堵感であった。

近江商人の真宗信仰への更なる没頭がみられ、自らの根本認識の転化、即ち近江地方における蓮如等の「世俗内

禁欲主義」等に起因するとみられる、近江商人の正直、堅実を旨とした人間形成、「王法為本、仁義為先」等より生じる公儀等に対する従順さ、更に「五重義」（御文第二帖十一）、「宿善」（文明六年五月二十日）等より生じた自利利他円満、菩薩道の精神へと開花した、近江商人の世俗生活における真宗意識の高揚が考察出来よう。自利利他円満には、「自利利他円満して 帰命方便巧莊嚴（こころもことばもたえたれば 不可思議尊を帰命せよ）」（『浄土和讃』「讚阿弥陀仏偈和讃」三五）<sup>19</sup>）とあり、自利も他利も衆生のなしようところのものではなく、阿弥陀如来の本願力回向によるところのものである。「自利利他」とは、菩薩の自利利他とそれによりて救済せられた衆生の自分を利すると共に他人をも利すること。仏教徒の行業の根本的であるとされる。<sup>20</sup>

この自利利他の二利の実現をめざして生きる存在が菩薩である。真宗では、事理を自力、利他は他力の意に解する事がある。

「自利利他円満」の商いの事例には、中村治兵衛家の「家訓」（後記七・三方よしにみる真宗の意義にて詳記）第七條に謳われている。外村家の業祖・五代目外村興左衛門照教の家訓「心得書」（安政三（一八五六）年）第二二條に、「売て悔む事商業之極意肝要に相心得可孟候 売おしみ強氣之取計ひ致間敷候。世間取候節に売惜み、最も不弁利にいたし候事（中略）自然自利利他之弁利を知らざる道理故に、」とあり、すべて売り物は高値になる前から、人々の望みに任せて、次々と売り惜しみなく、売り払うことである。「売りて悔やむ」は商人の極意であり、自分も相手も将来にわたって、無事で幸せであることを願って、一生懸命勤めに励むようにしなければならない。（「三宝よし」の考え方である。さらに、自然に従って売るのが良く、「自利利他」の精神で商売をせよと説く（「売人も喜び」「得意も弁利を喜ぶ」「自利利他の商い」）に示される家訓が外村家の最も特色のある経済精神といわれる。この無欲の商いこそ、大乘仏教、真宗の教義が重視され、商人の成功する道であり精神といわれる要因であろう。

また、塚本くの（文政一〇年～明治二九年（一八二七～一八九六））は、姑に教化せられて深く仏法を信じ、念仏で余生を送ったが、常に孫たちを諭して、「わが屋は代々商才ある主人を得たが、短命におわった。ご自身は自愛して一時に余計の金を儲けるより、長命して末長く、徐々に自利利他を心として、金を儲けなさい。また、立腹はその都度自分の除妙を縮めるから、いかなるばあいも堪忍しなさい」と教えたといわれる。<sup>(21)</sup>

## 2 近江商人の職業意識観

当時の士・農・工・商の身分制度、あさましき罪業とされてきた商業に従事する近江商人の悪人としての自覚、社会の評価における真宗の職業生活に対する寛容、即ち上記二にて記述した三文に示された救済、阿弥陀仏の慈悲の前での従来の職業自体の有する社会的道徳的尊卑は無関係とした真宗教義が、近江商人の職業に対する自信と誇りを生み出すに至った。このような門徒としての意識に起因するものは、阿弥陀仏に対する感謝、慶喜の心、絶対者に積極的に報いんとする「報恩」の意識である。職業に対し自身と誇りを持った次に意識するのが「報恩」意識の高揚である。「たとい、あきないをするとも、仏法の御用と、こころえべき」と、仰せられ候う。「〔蓮如上人御一代記問書〕二六二」と、職業生活＝報恩行が見られ、既述の職業観と共に、近江商人の経済・自己発展の心理的起因と成し、近世資本主義経済の発展に貢献を成したものといえよう。

## 六 近江商人にみる門徒としての活動―本願寺派・大谷派の門徒として―

### 1 初代伊藤忠兵衛（本願寺派西本願寺門徒）について

初代伊藤忠兵衛（天保一二年～明治三六年（一八四二～一九〇三））は、西本願寺萬行寺住職・七里常順（しちりじょうじゆん）に帰依し、日常の行動についてもその信念は堅固であった。経営者として、屈指の近江商人を代表する一人であり、安政

五（一八五八）年は、現在の伊藤忠商事㈱、丸紅㈱の創業年である。安政六（一八五九）年、持ち下りを長崎まで行い、同年師七里恒順に出会った。その後、死去迄の伊藤忠商事、丸紅の経営については、周知の通りであり、割愛する。西本願寺門徒として、師七里恒順との出会い、教化、自ら「商売ワ菩薩ノ業」と信じ経営に取り入れ、西本願寺との関係を概要する。

① 師・七里恒順（天保六年〜明治三〇年（一八三五〜一九〇〇））との出会い

i 生涯

同師は江戸後期〜明治時代の浄土真宗本願寺派の学僧。松花子と號した。越後國三嶋郡岩塚村（現新潟県長岡市）西本願寺明鏡寺の井上宗鏡の二男に生れる。十一歳に得度、一四歳に越後の正念寺の勸学僧朗の門に入り、光西寺の藤井宣界に学び、安政元（一八五四）年二〇歳の春、九州学系の月珠・宣正・慶忍・南溪等の諸学匠に師事して宗学を研鑽すること前後十年に及んだ。元治元（一八六四）年十一月筑前博多の萬行寺に入寺、七里姓となる。慶應元（一八六四）年同寺の住職となり、同三（一八六七）年寺内に前住曇龍の開設した甘露窟を再興、学生の教育に従事し、龍華教校を設立し、後進の育成に従事した。明治一四（一八八一）年法主ほつすの召に依じて本願寺派の執行の要職に就きて、宗政に参与した。同二五（一八八二）年自坊に帰り道俗の教化活動に尽力し専念、午前は学生に教授し午後には来集せる信徒に対して法話し、夜は市内の寺院又は自防に於て説教法話し、一〇年一日の如く未だ嘗て倦怠の色あるを見ざりしと云う。当時他府県より師の法話を聞かんと欲し或は一宗の安心上あんしんじやうの疑問を質さんと欲して、来訪する信徒頗る多く、為に町内に萬行寺宿の看板を掲げたる旅館が数十軒に至ったと云う。すぐれた布教により多くの信者を育成、同二二（一八八九）年勸学職かがくしやくを与えられたがこれを固辞、同二六（一八九三）年龍華教校後の建物を利用して、龍華孤兒院を開設し、慈善事業にも尽力。同二六（一八九三）年法主の召に応じて出

発上京せんとして俄に中風症にかかり、爾來病床にあること八年。晩年は萬行寺で弟子の教育・教化に従事した。同三三（一九〇〇）年一月二九日死去、享年六六歳。死去の日に勸学を贈られた。著作『真宗安心法義示談』、『御正忌法話聞記』、『本願成願文法話』、『真理一駁二評論』、『梅霖閑談』、『観経摺』等。又師の平生の言行を編纂した『七里和上言行録』、『七里恒順言行遺録』、『七里恒順語録』、『七里老師語録』がある。<sup>(22)</sup>

## ii 七里恒順と初代伊藤忠兵衛との関係

「彼ノ 思想ヤ 根源ニワ、国家ニ 対スル 感謝ノ 念ガ 脈ウツテ イタ。ソレニ 大乘的ナ 安心観ガ、トキニ 蛮勇ニモ ニタ 行動（中略）コレラノ 思想ヤ 信念ニワ、少年時代カラ 往来シタ、長州ノ影響ト、彼ガ モットモ 心服シタ 博多ノ 善知識、七里和上ノ 感化ガ アスカッタ チカラガ アッタト ミラレル。七里和上ワ、福岡市祇園ニ 真宗 西本願寺派ノ 万行寺ト イウ 古寺ガ アル。七里和上ワ コノ 寺ノ 住職デ、同派ノ 高僧、善知識ノ名モ タカイ 七里恒順和上ノ コトデ アル。忠兵衛ワ 持チ下リノ タビニ 師ノ オシエヲウ ケテイタ。ソレワ 忠兵衛ニトツテ 商売トワ 別ノ 大切ナ 目的デモアツテ、旅先ノ 夜ゴト ココロハズム オモイデ 師ノ 門ヲ タタイタ。師モ ワカイ 忠兵衛ヲ 愛シ、熱心ニ 道ヲ トイタノデ、彼ワ 和上ヲ 心ノ 師ト アオイデ イタ。

ノチ 持チ下リ業ヲ 兄ニ ユズツテ、大阪開業ニ フミキッタ トキノ 感慨ヲ、「苦勞シテ キズイタ 商売ヲ 兄ニ ユズルコトヲ ベツニ オシイ トモ オモワカッタガ、イチバン ツラカッタ ノワ 七里和上ノ オ慈悲ヲ ウケラレナクル コトデアッタ」ト、ヨク 二代忠兵衛ニ モラシテ イタト イウ。<sup>(23)</sup>

（初代伊藤忠兵衛の遺徳を偲び、在職中の役員経験者等を主に「酬徳会」が大正一一年一月（一九二二）設立され、現役役員と共に、毎年春秋二回、墓地・京都・西大谷本廟<sup>ほんびょう</sup>にて遺徳を偲ぶ法要・会合が行われ、法要は百年を迎

え執り行われている。

二代目伊藤忠兵衛が大正九（一九二〇）年数名と設立したカナモジカイには、昭和三年三月〜四八年五月（二九五八〜一九七三）会長に在任以来、伊藤忠商事在任中及び退任後の生涯は、同社は昭和三六（一九六〇）年からカナタイプとカタカナを使い、日常活動の使用文字はカナモジ・漢字であり、同氏逝去後も十数年継続された。）

### iii 七里恒順の教説

「商業を勉強すれば念仏相続の資本と弘教慈善の資金とを作る目的を立て、煩惱の楽しみのは厘毛費やさぬ様、よくよく用心を加うべし」と述べ、商業の基本は、「念仏相続の資本と弘教慈善の資金とを作る」ためである事を強調した。

「人道修まざれば往生不定なりといふ人は十九願の機である。彼の願の「修諸功德」と誓ひ給える雑行の中に、幸養父母、奉事師長等を撰むべければなり。第十八願、即ち選択本願の機はこの二願の方便の御誓なることを領得して、往生に向かふものは、唯信心ひとつと心得。」

### iv 七里恒順の教化が初代伊藤忠兵衛に及ぼした影響について

商道ノ 基本ヲ 宗教的 マタワ 倫理的信念ニ オイタ。

彼ワ 常ニ 二代目忠兵衛ニ「タトエ 全事業ヲ 全財産ヲ ウシナウ トモ、他力安心ノ信仰ワ ケツシテウシノウナ」ト イイノコシテイタ。コノ コトバワ、彼ノ 信仰ノ ホドヲ モノガタルモノデ アロウ。生涯ヲツラヌイタ 誠実サモ、「ミホトケノ ミチ」ニ カノウカ、アルイワ スコシ デモ ソレニ チカズコウト念願ニ 発シテ イタ。

彼ワ ミズカラ「商売ワ菩薩ノ業」ト 信ジテ 店員ニ ソレヲ 徹底サセタ。サラニ「安心立命」ノ 道



義ヲ トナエ 「大因小果」ヲ ココロガケテ 勤勉努力スル コトヲ トイタ。店員ニワ モレナク 合本ノ  
「正信偈和讃」<sup>しょうしんげわさん</sup> 一冊ト ジュズ ヲ モタセ、朝夕 店內ノ 仏壇ニ 対シテト モニ 念仏ヲ アゲタ。自分ワ  
ソレカラ 北ノ御堂サン<sup>みどう</sup>（津村別院） エ オマイリ スル ノヲ 日課ト シタ。毎月 定例日ニ 本山ヤ 各  
地ノ 名僧知識ヲ マネイテ、 店内デ 法話会ヲ ヒライタ。コノ トキヲ 店員バカリデ ナク、オオクノ  
得意先ヤ 知人モ 参加シテ 聴聞スル ノガ ツネデアッタ。

彼ワ 店員ノ 精神作興ヲ 仏教ノ オシエニ モトメタガ、店員ヲ 遇スル ニモ マタ 仏ノ 慈悲心ニ  
モトズク ヲウニ ツトメタ。」「彼ノ店員觀ニワ、ヤトイ人ト イウ ヨリモ、事業ノ 共同経営者ト シテノ  
カンガエノ 方ガ ツヨイ。<sup>(26)</sup>

「店では毎月、名僧善知識を招聘して法話を開催していたが（中略）、時々講師に対しては、俗諦に偏し過ぎ  
て狭い意味の忠義立ての法話にならぬよう、せつかくの御法話ゆえ如来さまの真実の所をお聞かせ下さるよう、と  
くにお願いなされたもので、総ての平素の言動がこの信仰からする大乘的の実践躬行であられた。」<sup>(27)</sup>

店法（明治二十六年一月二日制定）店法即趣意一、四恩ヲ思ヒ以テ立身出世ノ志ヲ勤マスベシ

糸店店法（明治三四年一月制定）序文一、道德ノ淵源タル仏教法話ヲオリオリ開會ナスヲ善トス<sup>(28)</sup>

と事業の基本とされ、二法の精神には、聖徳太子 十七条憲法第一條「以和為貴、篤敬三宝」等を基調とされた。

## ② 座右の銘

「商売ワ菩薩ノ業、商売道ノ尊サハ、売り買イ何レモ益シ、世ノ不足ヲウズメ、御仏ノ心ニカナウモノ 利真於勤」  
であり、現在、伊藤忠商事の企業理念である「三方よし」は、初代伊藤忠兵衛の「座右の銘」をその源泉としてい  
る。

二代目忠兵衛は、「父を語るべく伝うべきものの第一であつて最後のものは、彼の一生を貫いた宗教に対する信条で、それを表わした一句が、「南無阿弥陀仏となふるみなと梅干しは 熱がありても味はかはらし」を書き残しております。<sup>(29)</sup>」

③ 門徒として本願寺派西本願寺との関係

i 西本願寺門徒として

「実業界エ 船出シタ 当初カラ、変転キワマリナイ、社会ノ 激流ニ サオサス 一葉ノ 小舟ニ ヒトシカッタ。シカシ、弧舟ワ ヨク 激流ヲ シダイニ ヨク ノリコエ 流転ニ タエテ シダイニ 大ヲ ナシテ イッタ。船出当時ノ 彼ワ、真宗ノ 信仰ニ ヤシナワレタ 信念ノ モトニ、直観的ニ 行動スル 一介ノ 証人ニ スギナカッタ。<sup>(30)</sup>」

「敬虔な信徒として、少年時にすでに幾十日の法座に参じ、聴聞の習慣と芽生えは行持の上に真の實行となつて、一生を貫く基を造りかためた。その御法筵に、善知識へのあこがれに、毎年正月末本山御七夜のお籠りに、朝夕の札拝読経らいはいづくまじやうに御同行あるいは家族との法語に、自己の職務以外の最も多くの時間を法の恵みに過こしわかちたる」信仰を深めた交流と、二二世明みょうじよ如上人、島地黙雷師しまじもくらいし、赤松連城師、原口針水和上、瓜生津隆英和上(地元豊郷村)等多くおられた。<sup>(31)</sup>

ii 真宗信徒生命保険の設立に参画

本願寺本山勘定役（明治二五（一八九二）年就任）を勤め、明治二八（一八九五）年四月、廃仏毀釈、開国によるキリスト教勢力拡大、内地解放の実施等の高揚への危機感から仏教各宗の生命保険会社の新設（六条生命、真宗生命、日宗生命等）の一社として西本願寺が、キリスト教対策の仏教慈善事業費を調達する目的に資本金五〇万円

で設立。純益の三〇％は同寺の慈善事業資金として寄付され、初代社長には小西新右衛門（小西酒造当主）が就任。初代伊藤忠兵衛は発起人一七名の一人に、株式二〇〇株（一株・五〇円（比率二％））引受けの株主であった。同時に初代監査役に就任した。初代伊藤忠兵衛は、明治二三（一八九〇）年二月六日、日本生命創立（近江商人弘世助三郎が創立）に株式三〇株出資と被保険金五〇〇〇円の生命保険を契約したが、明治二八（一八九五）年六月一日、真宗信徒生命と被保険金一〇〇〇〇円の生命保険を契約している。<sup>22</sup>

## 2 西川甚五郎家（大谷派東本願寺門徒）にみる変遷、奉公人、家訓について

### ① 西川甚五郎家の変遷 — 代々の先祖法要と奉公人への配慮 —

西川甚五郎家は代々大谷派門徒として、西川家の「年中諸事控」には、毎年二月八日には先祖の祥月命日の法要を行う事が記載され、盆法要・報恩講等に関する記載もされている。菩提寺は大谷派眞念寺（近江八幡市南津田町）。現存の近江商人系企業として最古の歴史、近江八幡の御三家といわれる名門商家である。現在の布団・寝具メーカー最大手の「ふとんの西川」の愛称で親しまれる老舗企業、西川（株）で、今でも創業地・近江八幡市では代々の「蚊帳所」の看板を掲示している。

初代西川甚右衛門数政は、蒲生郡南津田村（現・近江八幡市）に誕生。一九歳、永禄九（二五六六）年に行商を始め、西川家は同年を創業年としている。三八歳、天正二三（一五八五）年に八幡町に移住、同二三（一五八五）年に豊臣秀次による楽市楽座の掟書が公布され、同一五（一五八七）年に、本格的に商売を開始した。蚊帳を天秤棒を担いで行商にでかけ、二〇年間辛苦、堅実の働きにて「山形屋」という屋号の店を八幡町に開店、三五年間行商を続けた。蓄財し、元和元（一六一五）年、幕府の許可を得て、江戸日本橋に近い通町筋壱丁目に支店（つまみだな）を設けた。徳川家康は大坂の陣で八幡町を兵站基地にし、八幡商人の貢献大があり、家康は朱印状を下付、

八幡町は天領になり、その縁で家康は日本橋堀留に八幡商人を誘致した。初代は「機を見るに敏」があつたと言える。

三代目利助<sup>りすけ</sup>は襲名年の寛文七（一六六七）年に「勘定目録帳」を制定、本家が毎期作成の勘定目録帳の内容は全国各地の支店が盆と暮れ年二回に必ず作成し、本家ニ提出営業報告書に基づき、制定時から開始され、以来二〇〇年以上も様式は殆どそのまま残っている。

同帳は明治政府採用のドイツ式複式簿記の仕訳帳と同じ考え方で作成され、今の「法人決算書」に匹敵する。

六代目利助は、寛延三（一七五〇）年「京都地元の問屋の債務を引受け、京都店を開設、現在の西川の関連会社である「京都西川」として継続営業中である。<sup>(33)</sup>

西川家中興の祖と言われる七代目利助は、経営衰退（二店舗焼失）、「寛政の改革」等による経営改革四点を実施した。

- ・積立金制度の新設 三法という「普請金（再建費用）」「仏事金」「用意金」を積立る制度である。営業の純益、智代金を本家に積立必要時に備えた。
- ・ボーナス制度の導入 これは現在の賞与、配当、積立金制度の原型といわれる、純利益三等分による「三つ割り銀制度」といい、本家への収め、内部留保、奉公人への手当とし、奉公人はやる気を出し、再び勢いを取り戻したことが特記される。
- ・土地・貸し店の地代・家賃の積立 積立金を運用し、確実な担保による貸付しその純益で土地家屋を購入、賃貸した。寛政一一（一七九九）年、「定法書」にして明文化、代々当主に引き継がれている。
- ・三者共同責任制の相互チェック 三代目利助からの奉公人に分家の資格を与える別家制度を「定法目録<sup>じよほうもくろく</sup>」として

明文化、「本家、親戚、別家」の三者共同責任体制を強化、西川甚五郎家の存続とその体質強化を成した。

その後、明治二〇（一八八七）年十一代目甚五郎の時に、京都で蚊帳の不振補いで布団の取扱を介し、他店にも開始、「蚊帳と布団の西川」と知られる<sup>34</sup>。

## ② 奉公人について

奉公人の具体的な資料として、八幡町の本家に保管されている「西川記念財団」保管資料によれば、西川家に入店した奉公人は、文化五（一八〇八）年～明治四〇（一九〇七）年の一〇〇年間に三六八人であり、その出身地は湖東地域に集中し、「宗旨証文」により、宗派が確認できた二七八人の内、真宗一七三人（六二％）（内訳…本願寺派七四人、大谷派六六人、仏光寺派一五人、木辺派一人、高田派一人）、浄土宗七三人（二六％）、天台宗一七人（一六％）、臨濟宗九人（三％）である。

湖東地域は真宗が強い地域であり、それを反映した人数構成になっていると思われる。また、奉公人の内八一人は一〇歳前後であり、入店後七年目、一二年目、一七年目に行われる「在所登り」といわれる淘汰制度によって厳しい状況におかれていた。

## ③ 家訓（「勘定目録帳」）

第一条「法令の遵守」 第二条「家内融和と顧客の利益」 第三条「掛け商いの禁止」 第四条「礼儀を守る」  
第五条「質素儉約」 第六条「投機の禁止」 第七条「商売専一」 第八条「禁鞭」

要点は、①法令を厳格に守る。②社員は互いに融和して仕事に励み、③顧客の満足を重視し、④世間が困る事は一切してはならないという事である。現在のCSR企業理念にも通じる知恵を二〇〇年以上も前から実践していた<sup>35</sup>。

### 3 東・西本願寺の初期北海道布教への協力

両寺が江戸後期から明治初期に自らの布教活動を推進した事業に北海道開拓・移民者への布教、別院の設置がある。

未詳ながら、当時両寺の北海道内活動に尽力・協力した近江商人に、東本願寺函館別院建設に山田彌兵衛（愛知郡下平出身）の献身的斡旋があり、西本願寺には箱館在任の国領平七、辰巳屋和平、井筒屋久右衛門等による、門徒三七〇余名の移民への協力が成された。開拓者精神と真宗との緊密な関係を反映する一端であり、後の両派の海外布教（中国上海、アメリカ、中南米等）推進へと繋がったと言えよう。

## 七 三方よしにみる真宗の意義

### 1 「三方よし」とは

近江商人の「三方よし」―「売手よし・買手よし・世間によし」―の格言として有名な理念は、深い信仰心のある近江商人の多くが真宗の教義を基調にして、家訓・家法・店則を遺産として生まれたものと言える。

「三方よし」の言葉の最初は二代目中村治兵衛（法名・宗岸）（貞享二年～寶暦七年（一六八五～一七五七））が寶暦四（一七五二）年、一五歳の跡継ぎ四代宗次郎への遺言状で「宗次郎幼主書置」における正文十一カ条の八カ条目である。（三代は三四歳で死去）

「一たとへ他国へ商内ニ参候而茂、此商内物、此国之人一切之人々、皆々心よく様にと、負著被佐にと、自分之事二不思、皆人よく様ニとおもひ、高利望ミ不申、とかく天道之めぐみ次第と、只其ゆくさきの 人を大切ニおもふべく候、夫二而者心安堵ニ両身も 息災、仏神之事常々信心ニ被致候而、其国々へ入ル時ニ、右之通ニ心さしを

おこし可被申候事第一二候」

本文十一カ条と「追書宗次郎」一三カ条で構成、経験の浅い宗次郎を気遣い、日常生活から商いの事まで細かく心得が記されている。

同年、二代目中村治兵衛作成の「家訓」十二ヶ条の七ヶ条目では、「他国へ行商するも総て我事のみと思わず、其国一切の人を大切にして私利を貪ること勿れ、神仏のことは常に怠れざる様致すべし」一〇条目には、「信心慈悲を忘れず心を常に快くすべし」と記される。

二代目中村治兵衛は、まず商品・商行為の社会性を最優先し、次に顧客の満足度を考え、最後に自らの利益を考えた。かつ、信仰を常に大事に考え、信心慈悲の念を忘れる事なく心を常に快く、金銭的な満足を求めるのではなく、精神的な満足を求めた事は重要である。

「家訓」では、中村治兵衛家固有の家庭事情に基づいた部分は捨象され、一般的な内容に関する事柄が抜きだされ、非常に簡潔な表現に改められている事が特徴である。二代目中村治兵衛は辞世歌六首の一首に「とやかくもただまほろしの世の中に まこと徒くさば菩提なりけり」と詠い、宗岸自身の仏書に親しみ信仰心厚かった表現が窺われる。<sup>36)</sup>

## 2 真宗からみた「三方よし」の意義

神仏への信心を持ち、行先の人々を大切にし、利益に関して、「高利望み申さず、とかく天道の恵み次第」と、貪欲を戒めている。自利利他円満の大乗菩薩道の「利他」の「他」を単なる個と視ず、自己以外のものとすれば、「買手」だけでなく「世間」もまた「他」である。この様に考えれば、「三方よし」の精神は、大乗菩薩行の実践として近江商人に現れた精神であるといえる。注目すべき視点は、「三方よし」に近江商人自らの欲望に従い最大限の

利益を貪むさぼろうとしない精神が明確に見られる事である。

真宗の教えである阿弥陀仏への絶対的他力の信仰は、信ずるもの全てが救済される。近江商人にとつて、その西方浄土さいほうじゆへの報恩の業として近江商人自らの家業が明確に位置づけられ、日常活動を通じて精進する事が説かれたといえるが、それは人間自らの欲望である貪欲や贅沢を排除し、儉約していく立場とも繋がる。儉約には他の近江商人の家訓・家法・店則等においてもみられる。

二代外村宇兵衛「家訓」「質素儉約はひと時も怠る事に候らはず。質素と申す八人前を飭。美麗を人に見せ度と畏怖心を遠さけ。其身相応之風俗を見測らひ。身分に過候事は。恥ケ敷事と心付候をこそ申候。

儉約とは十分可至ものを八分にて事済候事。諸事ひかへめに致し候を儉約と申候。」

外村與左衛門家「定」「凡人之道として貴賤とも正直にして労苦を致さなねばならぬ苦に候。(中略) 件宅の儀相互に申合ひ、無益之失墜無之様氣を附可申候事。同「改正規則書」「第一勉勵ト節儉ヲ兩輪二」<sup>37)</sup>

### 3 近江商人「三方よし」の精神からみた他の商人との相違について

近江商人の各地方住民の欲求を満足させ、生活を著しく豊富にしたので喜ばれたのである。「有無相通じる」が商人の職分であるという認識を確立し、そこに自らの存在価値を認め、生き甲斐を感じたのであるから、その商人意識はきわめて近代적であつた。行き届いた商業機能、徹底した配給サービスの裏には、自由競争の原理もたしかに働いており、勤勉で節約に徹した行動に経済原則が浸透しているのを感じさせられ、全国を舞台にした大配給網は巧妙な流通機構と、合理的な商慣習によつて支えられいたのであるから、近江商人は、江戸初期までにみられた旧式の冒險商人―欺瞞と貪欲の権化―とはちがつて、江戸中期以降、日本の社会の近代化の先頭を切つた新商人であつたといえる。<sup>38)</sup>



## 八 最後に

近江商人が自らの商業活動において、堅実にして正直、陰徳善事を旨とし、信用を堅固とする事を重視した事は多くの家訓家憲に明記される。それらの行動の精神として「慈悲心」を持ち、自らの職業に対する確固たる精神と敏感なる商才への信念である。その世俗として経営倫理を形成する内面において、特記されるものは、阿弥陀仏に對する感謝、景気の心であり、阿弥陀仏への報恩の念であり、「商業は菩提の行、菩薩道」と言われる由縁でもある。職業への不屈の精神と信念であり、現在、社会的責任、社会貢献を果たす事が求められている事、換言すれば、正に三〇〇年前から各地で展開してきた近江商人の「三方よし」であり、その源泉であると言える。その内面に顕著に生き続けてきたのが真宗の姿であり、実践と言えよう。

### 注

- (1) 真宗教団連合編 『歎異抄』朝日新聞社、一九七三 三一頁
- (2) 東本願寺編 『真宗聖典』東本願寺出版部、一九七八 六二七頁
- (3) 暁鳥 敏著 『歎異抄講話』講談社、一九八一 三七二～三七三頁
- (4) 加藤辨三郎著 『実践・歎異抄入門』ごま書房、一九八三 二〇四頁
- (5) 東本願寺編 前掲書 五五二～五五三頁
- (6) 普賢兎寿著 『唯信鈔文意』本願寺出版社、二〇一八 一四〇～一四二頁
- (7) 東本願寺編 前掲書 七六二頁
- (8) 龍谷大学編 『近江の村と真宗』永田文昌堂、一九六七 三～四頁

- (9) 柏原祐泉著 『近世庶民仏教の研究』 法蔵館、一九七一 一四九頁
- (10) 東本願寺編 『大系真宗史料 一五近世倫理書』 法蔵館、二〇一〇 一七三～一七四頁
- (11) 東本願寺編 前掲書 四二三～四二四頁
- (12) 東本願寺編 前掲書 一八一頁
- (13) 柏原祐泉著 前掲書 一六四頁
- (14) 柏原祐泉著 前掲書 一七七頁
- (15) 柏原祐泉著 前掲書 一五二頁
- (16) 大谷照裕 『真宗と社会实践』 『印度學佛教學研究』 第三六卷第二号 一九八八 五六七頁
- (17) 東本願寺編 前掲書 一三八頁
- (18) 東本願寺編 前掲書 六四〇～六四一頁
- (19) 東本願寺編 前掲書 四八二頁
- (20) 河野法雲・雲山龍珠編 『真宗辞典』 法蔵館、二〇〇六 四三〇頁
- (21) 芹川博通著 『芹川博通著作集』 第二卷 北樹出版、二〇〇八 二五三頁
- (22) 岡村周薩編 『真宗大辞典』 卷二 永田文昌堂、一九七二 九四七頁
- (23) 伊藤忠商事編 『伊藤忠商事100年』 伊藤忠商事、一九六九、二九頁
- (24) 浜口恵璋編 『七里和上真宗安心示談』 興教書院、一九一三 一〇六頁
- (25) 浜口恵璋編 前掲書 八六頁
- (26) 伊藤忠商事編 前掲書 二八頁
- (27) 宇佐美英機編 『初代伊藤忠兵衛を追慕する』 清文堂、二〇一二 一二六～一二七頁
- (28) 伊藤忠商事編 前掲書 二八頁
- (29) 宇佐美英機編 前掲書 二三頁

- (30) 伊藤忠商事編 前掲書 三二一頁
- (31) 宇佐美英機編 前掲書 二四頁
- (32) 小川功他 「近江商人・初代伊藤忠兵衛のリスク管理と信仰の相克」『滋賀大学資料館紀要』第三九号、二〇〇六 九八頁
- (33) 吉田實男著 『商家の家訓』清文社、二〇一〇 一三二～一三三頁
- (34) 吉田實男著 前掲書 一三七～一三八頁
- (35) 吉田實男著 前掲書 一三八～一九九頁
- (36) 末永國紀著 「「三宝よし」の原典」『現代に生きる三宝よし』AKINDO委員会、二〇〇三 三二～三三頁
- (37) 大谷一郎 「近江商人と真宗の精神」『現代と親鸞』第二八卷 親鸞仏教センター、二〇一四 七二～七三頁
- (38) 小倉榮一郎著 『近江商人の系譜』日本経済新聞社、一九八〇 一五九頁

参考文献（本文中に言及しなかったもの）

- 伊藤忠兵衛翁回想録編集事務局編 『伊藤忠兵衛翁回想録』伊藤忠商事、一九七四
- 井上信一 「歎異抄をよむ」上下 NHK宗教の時間 NHK 一九九五
- 上場顕雄 『増補改訂近世真宗教団と都市寺院』法蔵館、二〇一三
- 上村雅洋 『近江商人の経営史』清文堂、二〇〇一
- 植松忠博 『信仰とビジネス』大修館書店、一九八八
- 江頭恒治 『江州商人』至文堂、一九六七
- 小倉榮一郎 『近江商人の経営管理』中央経済社、一九九一
- 近江商人博物館編 『商家の家訓』近江商人博物館、二〇〇三
- 鎌田茂雄編 『仏教大事典』小学館、一九八八
- 菅野和太郎 『近江商人の研究』有斐閣、一九七二

- 末永國紀 『近江商人』 中央公論新社、二〇〇〇
- 末永國紀 『近江商人三方よし経営に学ぶ』 ミネルボ書房、二〇一
- 浄土真宗本願寺派編 『本願寺史』 第一巻 第三巻 本願寺出版社、二〇一八〜二〇一九
- 童門冬二 『近江商人のビジネス哲学』 サンライズ出版、二〇一二
- 内藤完爾 『日本の宗教と社会』 御茶ノ水書房、一九七八
- 日本取締役協会編 『江戸に学ぶ企業倫理 日本におけるCSRの源流』 生産性出版、二〇〇六
- R. N. ベラー 『日本近代化と宗教倫理』 未来社、一九六二
- 丸紅社史編集室編 『丸紅前史』 丸紅、一九七七
- 宮本又次 「近世商人意識の研究」 『宮本又司著作集』 第二巻、講談社、一九八二
- 宮本又次 『近世商人風土記』 日本評論社、一九七一
- 安岡重明 『近江商人の経営遺産―その再評価』 同文館出版吉田、一九九二